

○柔道及び剣道師範の設置に関する訓令

昭和32年 8 月29日

本部訓令第13号

第1条 警察本部に、柔道師範及び剣道師範（以下「柔、剣道師範」という。）各1名を置く。

第2条 柔、剣道師範は、警察官が職務の執行にあたり、安全かつ能率的に実力を行使しうるよう警察官の体力、気力及び術技の指導にあたるものとする。

第3条 武道師範は、柔道にあつては6段以上、剣道にあつては6段以上又は教士以上の称号を有する者をもってあてる。

附 則

この訓令は、昭和32年 8 月29日から施行する。